

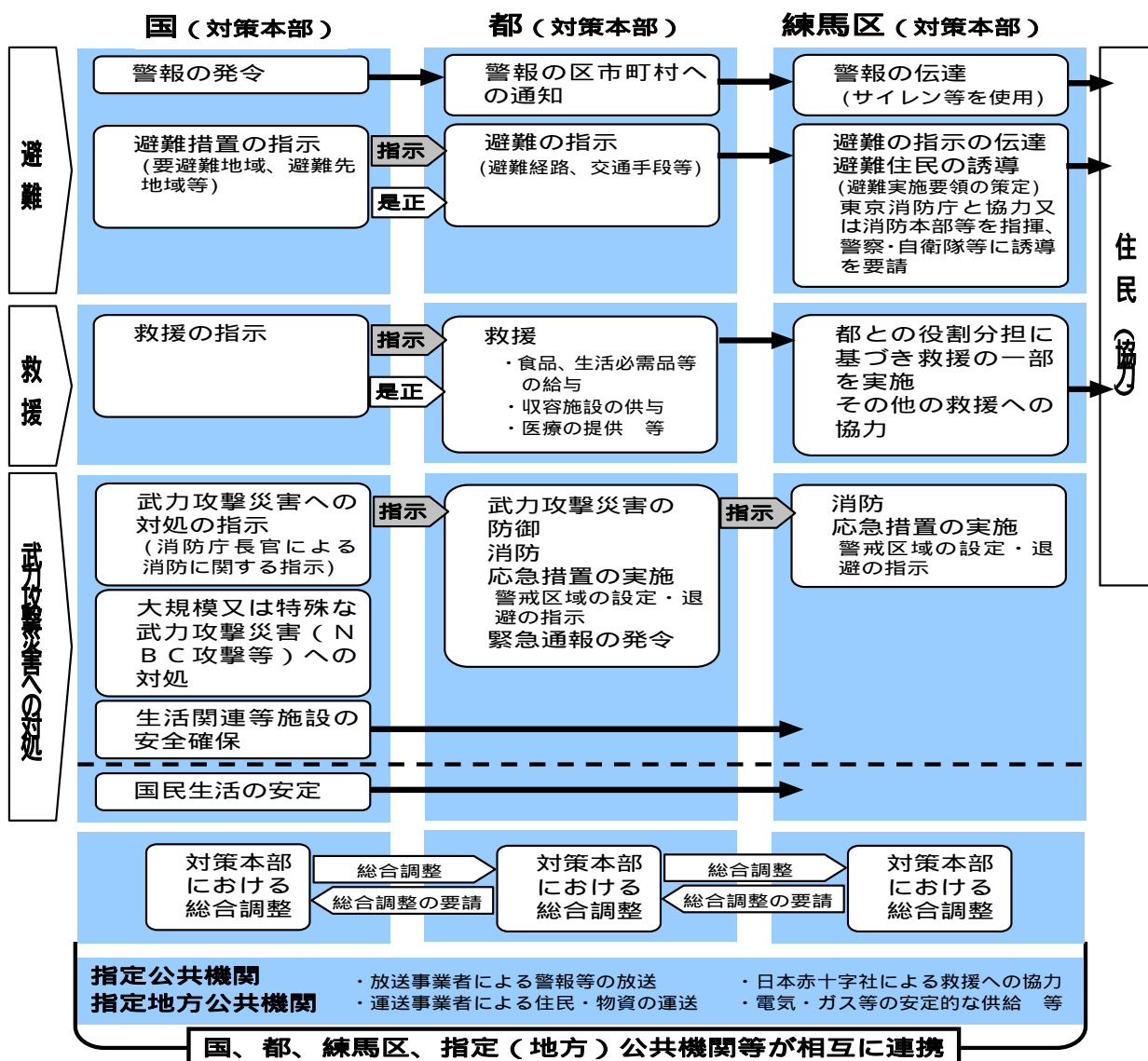
国民保護のしくみ

武力攻撃事態等における国民保護の基本

国民保護法（平成 16 年 9 月 17 日施行） 国の基本指針（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定） 都道府県国民保護計画（平成 17 年度策定）等に基づき対処

国・都道府県・区市町村・指定公共機関等は、 国の基本の方針に基づき 相互に連携し 役割に応じて 円滑かつ迅速に ↓ 国民保護措置を実施 住民の避難・救援 被害の最小化（武力攻撃災害への 対処、国民生活の安定等）	国が想定する事態類型 武力攻撃事態	着上陸侵攻 ゲリラ・特殊部隊による攻撃 弾道ミサイル攻撃 航空攻撃
	緊急処理事態 （大規模テロ等）	危険物質を有する施設への攻撃（原発、石油コンビナート等） 大規模集客施設等への攻撃（ターミナル駅、列車等） 大量殺傷物質による攻撃（炭疽菌、サリン等） 交通機関を破壊手段とした攻撃（航空機による自爆テロ等）

国民保護に関する業務の全体像



裏面へ

防災と国民保護

防 災

国民保護

